

資 料 編

広島県ペアレントメンター事業実施要綱（案）

（広島県健康福祉局障害者支援課 H28.11.1 版）

参考資料・図書

1 目的

子どもが発達障害の診断を受けて間もない親や子育てに不安や悩みを感じている保護者等に対し、発達障害のある子の親として共感的に傾聴し不安な気持ちに寄り添って心のサポートを行う「ペアレントメンター※」を活用する事業体制を整備し、市町における発達障害児・者への家族支援体制の充実・強化を図る。

※ペアレントメンターとは：発達障害者の子どもを持つ親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言等を行う者。（厚生労働省資料抜粋）

2 事業内容

(1) ペアレントメンター事業推進体制の整備

ア 市町における体制整備の支援

(ア) ペアレントメンター・コーディネーターの設置

ペアレントメンター事業を行う市町は、県が実施（又は県が認定※）するペアレントメンター・コーディネーター養成研修を修了したペアレントメンター・コーディネーター（以下、「コーディネーター」）を設置する。

（※県が認定する研修は、日本自閉症協会や日本ペアレントメンター研究会等が開催するペアレントメンターインストラクター研修等を想定しています。）

コーディネーターが行う役割は、次のとおりとする。

- a ペアレントメンターが活動する事業の企画・運営を行う。
- b ペアレントメンター事業を行う際には、県が市町へ提供するペアレントメンター登録者名簿を見て、ペアレントメンターに依頼する。
- c ペアレントメンターに対して事業の説明を行い、円滑に活動ができるよう連絡・調整する。
- d コーディネーターは、ペアレントメンターが活動を実施した後に、活動状況のヒアリング等を行い、ペアレントメンター及びペアレントメンター事業推進における課題を確認し、必要な改善を図る。
- e コーディネーターは、県が開催する連絡会議に参加し、関係者との情報共有及び連携に努める。

(イ) ペアレントメンターが活動する事業

コーディネーターによるペアレントメンターが活動する事業の企画・運営・調整は、次のとおりとする。

- a ペアレントメンターが活動する事業は、集団を対象とする事業（グループ相談等）とする。
[H29は、市町等が行う集団を対象とする事業で活動する]
- b ペアレントメンターに対する連絡・調整は、コーディネーターが行う。
- c ペアレントメンターが活動するための旅費等※は、活動する事業の実施主体（市町等）が負担する。（※通常の集団事業での活動旅費は、実費支給。研修会講師の場合は、報償費の支給が考えられるため「等」と記載しています）

※ペアレントメンターが活動するための旅費は、地域生活支援事業(国庫補助)の申請が可能です。

- ①自発的活動支援事業:事業内容 ア ピアサポート 又は
- ②障害者相談支援事業:事業内容(4)ピアカウンセリング

(ウ) 家族支援体制への支援

市町の家族支援体制の整備への支援は、次のとおりとする。

a 県発達障害者支援センターの地域支援体制マネジメント事業により、地域支援マネージャーが各市町の家族支援体制の整備等の相談に対応する。 [広島市は市が対応する]

b 県は市町等関係者連絡会議を開催することにより、ペアレントメンター、親の会と市町等関係機関との連携を推進する。

[ペアレントメンターがない市町の場合は、近隣市町のペアレントメンターと連携できる体制を整備する]

イ 市町等関係者連絡会議の開催

発達障害の家族支援体制の充実、強化を図るため、県内のペアレントメンター事業関係者等による情報共有や課題抽出等を行う連絡会議を開催する。

[※平成 29 年度 内容案]

○年 1 回開催。

○参加者：市町（ペアレントメンターコーディネーター等）、

親の会（ペアレントメンター）、

広島市発達障害者支援センター、県発達障害者支援センター 等

○会議内容：各市町の実施状況、ペアレントメンターの活動状況・課題等

※全県で調整すべき事項を協議する

(2) ペアレントメンター・コーディネーター養成研修

ア 目的

発達障害児・者に対する家族支援体制を整備するため、発達障害児・者の保護者への相談対応やペアレントメンター事業等の家族支援事業の企画・運営を行うペアレントメンター・コーディネーターを養成する。

イ 対象者（対象者は、主には市町職員）

養成研修の対象者は、次の(ア)、(イ)の全てを満たす者とする。

(ア) 対象者は、市町等※において発達障害児・者及びその家族の支援を行う者。

(イ) ペアレントメンター・コーディネーター養成研修を修了した後、家族支援関係事業の企画・運営等を中心的に担う者。

ウ 研修内容

研修内容は、ペアレントメンター・コーディネーターとして発達障害の家族支援を行うための必要な知識と技術に関する講義及び実習とし、詳細は別に定める。

エ 受講費用

受講料は無料とし、交通費は受講者の負担とする。

(3) ペアレントメンター養成研修

ア 目的

発達障害のある子どもの保護者が養育経験を活かし、発達障害（又は可能性のある）子どもを育てている保護者に対して、子育ての不安や悩みに寄り添うことや情報提供等を行うペアレントメンターを養成する。

イ 対象者

養成研修の対象者は、次の(ア)～(エ)を全て満たす者とする。

- (ア) 発達障害のある子ども（診断を受けている者）を育てている（又は育児経験のある）保護者とする。
- (イ) 親の会又は市町から推薦があった者とする。
- (ウ) 発達障害のある子どもの親の会又は市町事業等で活動経験がある者とする。
[養成研修受講者の募集は公開とせず、親の会や市町等へ個別に送付する]
- (エ) 市町等が行うペアレントメンター事業で活動が可能な人とする。

ウ 研修内容

研修プログラムは、ペアレントメンターとして活動を行うための必要な知識と技術に関する講義及び実習とし、詳細は別に定める。

エ 受講費用

受講料は無料とし、交通費は受講者の負担とする。

(研修を受講するための旅費は、受講者本人が負担する)

オ 認定登録

- (ア) ペアレントメンター養成研修の修了者に対しては、研修受講終了時にペアレントメンターとして活動する意思を確認する。
- (イ) 前項(ア)で活動する意思を表明した者は、活動地域、市町と発達障害者支援センターへのペアレントメンター登録者名簿の情報提供の了解、個人情報保護の規定等を確認して、県の名簿に登録する。
[確認事項の例：居住地市町外の活動地域、活動できる事業等]

カ ペアレントメンターの活動

ペアレントメンターの活動は、次のとおりとする。

- (ア) ペアレントメンターの活動は、市町等が開催する集団を対象とする事業（グループ相談等）とする。
[事業例：乳幼児健診後のフォローアップ教室の保護者のグループ相談、発達障害の疑いがある子どもを育てている保護者の相談会、保育園の保護者の会]
(※目的には、「発達障害の診断を受けて間もない親や子育てに不安や悩みを感じている親」と記載していますが、発達障害の診断前(発達の遅れ等疑いがある)の子どもの親を対象にした事業でメンターが活動している県もあります)
- (イ) ペアレントメンターは、市町等のペアレントメンター・コーディネーターが依頼した事業において活動する。
[ペアレントメンターが、独自で事業は行わないこととする。]
- (ウ) ペアレントメンターが事業で活動する際の旅費等は、市町等の事業の実施主体が支給する。
- (エ) ペアレントメンターは、本事業により知り得た個人情報は他者に伝えてはならない。

キ ペアレントメンターのフォロー体制等

ペアレントメンターのフォロー体制は、次のとおりとする。

- (ア) 市町は、ペアレントメンターが所属する親の会やペアレントメンターと連携を図る。
- (イ) ペアレントメンター・コーディネーターは、活動後のペアレントメンターのフォローを行う。
- (ウ) 県は連絡会議を開催することにより、ペアレントメンター、親の会と市町等関係機関との連携を推進する。

【平成29年度以降の体制整備等 案】※H28.11.1 時点

1 事業実施体制

○ 役割分担（案）

機関	市町	親の会
担当	・ペアレントメンターが活動する事業の運営主体	・ペアレントメンター
取組内容	・事業スタッフ (コーディネーター養成研修を受講等) ・メンターの調整, 活動後のフォローを実施 ・メンターが活動する事業の企画, 運営・調整 ・予算の確保	ペアレントメンター事業の協力 (養成研修受講者の推薦, 養成研修への協力等)

機関	県発達障害者支援センター	県
担当	・市町支援 ・養成研修	事業推進・支援
取組内容	・地域支援体制マネジメント事業による市町への支援 ・市町等関係者連絡会議の開催 (※) ・ペアレントメンター養成研修 (※) ・ペアレントメンターコーディネーター養成研修 (※) ※予定	・事業の予算化・委託 ① コーディネーター養成研修 ② メンター養成研修 ③ 市町等関係者連絡会議 ・その他体制整備に関する取組 (協議, 調整等) ・ペアレントメンター登録者名簿の管理

2 平成29年度の計画

	H29年4-6月	H29年7-9月	H29年10-12月	H30年1月-3月
コーディネーター養成研修	研修準備	コーディネーター研修		
メンター養成研修			メンター養成研修	
関係者会議				連絡会議 1回
市町体制整備支援 : 地域支援体制 マネジメント事業	通年			

※目標：3年間でペアレントメンター・コーディネーターを全市町に整備する。

平成31年度に事業評価を行い, 事業継続について検討・見直しを行う。

他地域の事例：

実施主体：直営・準直営がほとんど 「公助」活動という位置づけ

平成27年度 愛媛県の調査より

メンター養成事業の主体		派遣・相談事業の主体	
都道府県の直営	8	都道府県の直営	5
発達障害者支援C	14	発達障害者支援C	8
その他(NPO、市町など)	5	その他(NPO、市町など)	7

親の会(当事者団体)が主体の例は稀である

- ・成功例として取り上げられ、「親の会の関わり」が強調されることが多かった
- ・「メンター養成」と「メンター派遣事業」の違い

活動がそれなりに継続しているところ の特徴は？

- * 献身的な専門家が存在している
- * 元々から、関係者・関係機関の繋がりが強い
- * 行政がしっかりと関与している
 - * 事業委託であっても、「丸投げ」ではない
 - * 予算をしっかりと確保している
- * 専門職によるフォローができている

参考資料

○全国的にペアレントメンター事業の推進をおこなっている団体

《一般社団法人日本自閉症協会》

2005～ ペアレントメンター養成事業開始

ペアレントメンターだけを養成しても活用されていない実態から、「行政説明会(年1回)」「インストラクター養成研修会(年2回)」等の実施をとおして、それぞれの地域実情に応じたペアレントメンター事業の展開を促している。

■日本自閉症協会インストラクター研修参加状況■

	H28/10開催(東京)			H27/10開催(東京)		
	機関数	人数		機関数	人数	
発達障害支援センター	7	9	島根東、愛媛等	10	14	札幌、沖縄等
道府県				1	1	千葉県健康福祉C
市	6	6	高崎、太田、平塚等	6	9	取手、川口、南魚沼等
町・村	1	1	静岡県長泉町	3	3	群馬県嬉野村等
区(東京都)				2	2	江戸川区、荒川区
その他				1	1	ペアレントメンター香川
	14	16		23	30	

《特定非営利活動法人日本ペアレント・メンター研究会》

2011 設立(2014 法人化)

各地におけるペアレント・メンター研修養成研修の開催把握および、養成研修後の活動の実態把握、ペアレント・メンター活動の推進、地域におけるペアレント・メンター活動の立ち上げ推進を目指している。

○参考図書

自閉症の子どもを持つ親のためのペアレントメンター・ハンドブック

(ASDヴィレッジ出版 2009/7) アン・パーマー、服巻 智子、江口 寧子 著

ペアレント・メンター入門講座～発達障害の子どもをもつ親が行なう親支援

(学苑社 2011/10) 井上雅彦、吉川徹、日詰正文、加藤香 著

ペアレント・メンター活動ハンドブック～親と地域でつながる支援

(学苑社 2014/2) 日本ペアレント・メンター研究会ほか 著

発達障害の子を育てる親の気持ちと向き合う(ハンディシリーズ発達障害支援・特別支援教育ナビ)

(金子書房 2017/1) 中川 信子 著、柘植 雅義 監修

発達障害の早期発見・早期療育・親支援(ハンディシリーズ発達障害支援・特別支援教育ナビ)

(金子書房 2016/2) 本田 秀夫 著、柘植 雅義 監修

ペアレントメンター事業ハンドブック (社団法人日本自閉症協会 2013/3)

本報告書は広島県（担当：健康福祉局障害者支援課）との平成28年度
広島県ペアレントメンター事業委託契約のもとに実施した説明会の内容
をもとに、下記発行者の責により制作したものです。

発行日：平成29年3月15日

発行者：特定非営利活動法人広島自閉症協会

責任者：小野塚 剛（広島自閉症協会理事長）

©2017 特定非営利活動法人広島自閉症協会